



郵便区内特別

ゆうメール

給与支払報告書の提出について（お願い）

平素は、税務事務に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、給与支払報告書（個人別明細書）は、令和7年度個人住民税の基礎資料となりますので、ご多忙中恐れ入りますが、令和7年1月31日（金）までに提出してください。

記

- 提出物
 - ①給与支払報告書（個人別明細書） 1人につき1枚
 - 中途退職者・アルバイト等の雇用形態を問わず、令和6年中に給与の支払を受けた全ての方の報告書を提出してください。
 - ②給与支払報告書（総括表） 1枚
 - 独自の様式を使用される場合や税理士事務所等に報告書の提出を依頼される場合でも、裏面の総括表を併せて提出してください。
 - 独自の様式を使用される場合は、特別徴収と普通徴収の人数を必ず記載してください。
 - 普通徴収者がある場合は、「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。
また、給与支払報告書の摘要欄に必ず符号をご記入ください。
- 提出期限
 - 令和7年1月31日（金） ※必着
- その他
 - この給与支払報告書提出以降、退職・休職・転勤等の異動が生じた場合は、令和7年4月4日（金）までに「給与所得者異動届出書」を提出してください。
 - eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告の受付を実施しています。
 - 国税に提出すべき源泉徴収票が100枚以上ある場合は、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。
 - 海外赴任している従業員がいる場合は、給与支払報告書と併せて海外赴任報告書を提出してください。
 - 定額減税に関する記載は内側をご確認ください。

4 問合せ・提出先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1
射水市課税課 市民税係
(市区町村コード 162116)
TEL (0766) 51-6618

ここから
お開きください。

⑦ 給与支払報告書（総括表）

(あて先) 射水市長
令和7年 月 日提出

令和7年1月31日（金）までに提出してください。

※	⑦ 指定番号	新規・継続		
① 給与支払者の法人番号または個人番号				
給与支払者	フリガナ	⑧ 事業種目		
	② 事業所名 屋号		⑨ 受給者 総人員 人	
	③ 所在地 (住所)	令和7年度 射水市分 報告人 員		⑩ 特別徴収 (給与天引)
	④ 代表者 の氏名		⑪ 普通徴収 (退職者)	人
⑤ ご担当 所属部署・氏名 電話番号	所属部署： 氏名： ☎： () (内線)	⑬ 合計	⑫ 普通徴収 (退職者を除く)	人
⑥ 会計事務所等の 名称・電話番号	☎： ()		⑬ 合計	人
⑥ ⑥ 会計事務所等の 名称・電話番号		⑭ 納入書 の送付	要・不要	
⑮ 年末調整の際、他社分給与を含めていますか？ (含む場合は、必ず摘要欄に記載願います。)			はい・いいえ	

※総括表に個人別明細書を添えて提出してください。
※名称・所在地に変更や誤りがある場合は、朱書で訂正願います。

特別徴収の税額通知について（お知らせ）

富山県と県内市町村では、全ての事業者において特別徴収（個人住民税の給与天引）を行うことと
しています。特別徴収義務者である事業者には、5月に税額通知書を送付いたしますので、給与支給
時に従業員の方の個人住民税を特別徴収し、市町村へ納入してください。アルバイトやパート、役員
等を含む全ての従業員が対象になります。

なお、普通徴収が認められる例外事由に該当する場合のみ、給与支払報告書と併せて「普通徴収切
替理由書」を提出することで普通徴収に切替が可能です。

納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、特別徴収にご理解とご協力をお願いいた
します。

※納期の特例・・・全従業員数が常時10人未満の事業所については、各市町村へ申請し承認を受け
た場合、毎月の納入から年2回の納入に変更することができます。この特例は納
期に関する特例ですので、従業員の方の給与からは毎月徴収してください。

（市町村提出用）

なお、年末調整を行っていない場合には定額減税等を記載する必要はありません。ただし、事務処理上年末調整済みの給与支払報告書と区別をつけるため「年末調整未済」等年末調整を行っていないことを記載してください。

-
- ```
graph BT; A[個人別明細書
(特別徴収)] --> D[個人別明細書
(普通徴収)]; B[普通徴収切替
理由書] --> D; C[総括表] --> D;
```
- 個人別明細書  
(普通徴収)
- 普通徴収切替  
理由書
- 個人別明細書  
(特別徴収)
- 総括表